岐阜県建設労働災害統計 災害事例集 (第44集)

令和7年6月



建設業労働災害防止協会 岐阜県支部

岐阜県内の労働災害の概況 主な業種別の労働災害の推移 建設業における労働災害の発生状況 岐阜県内の熱中症による労働災害の発生状況 岐阜県内の災害事例(建設業)

岐阜県内の労働災害の概況

1 労働災害の推移

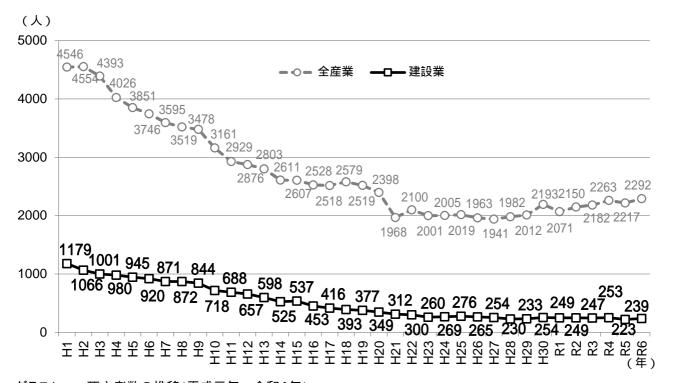
全産業

全産業における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、長期的に減少傾向を示した後、平成27年を境に増加傾向に転じている中、令和5年は2217人と前年に比べて減少したものの、令和6年は2292人と令和5年に比べて75人(3.4%)増加しており、再び増加に転じました。また、死亡者数は16人で、令和5年に比べて7人増加しました。

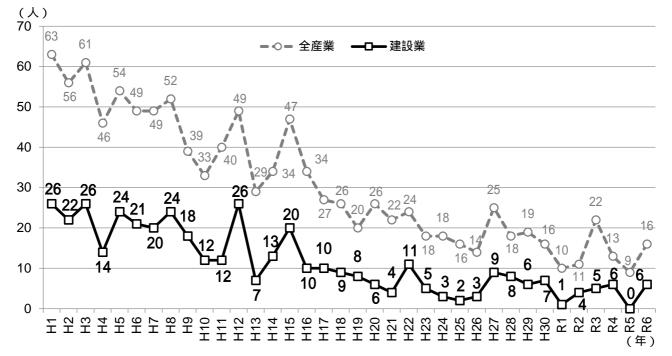
建設業

建設業における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成28年を境に増加傾向に転じている中、令和5年は223人と前年に比べて減少したものの、令和6年は239人と令和5年に比べ16人(7.2%)増加しており、再び増加に転じました。死亡者数は6人で、令和5年に比べて6人増加しました。

グラフ1 休業4日以上の死傷者数の推移(平成元年~令和6年)



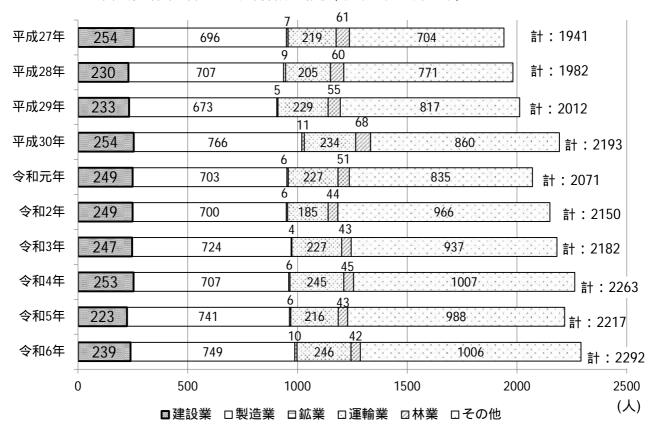
グラフ1 死亡者数の推移(平成元年~令和6年)



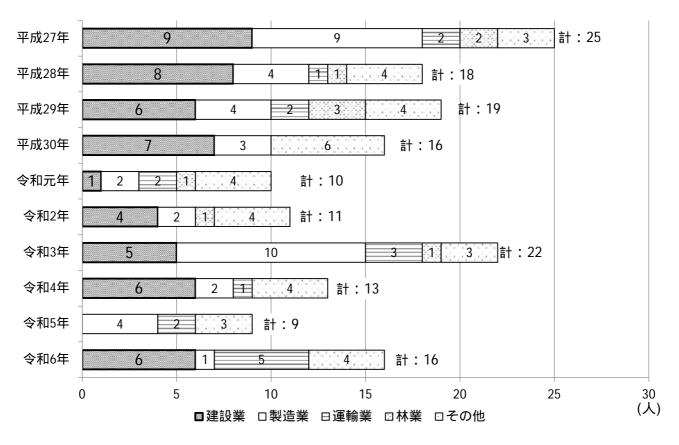
- 1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の労働災害を集計・分析したものです。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係るものは、除いています。

2 主な業種別の労働災害の推移(平成27年~令和6年 岐阜県内)

グラフ2 主な業種別の休業4日以上の死傷者数の推移(平成27年~令和6年)



グラフ2 主な業種別の死亡者数の推移(平成27年~令和6年)



¹ 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の労働災害を集計・分析したものです。

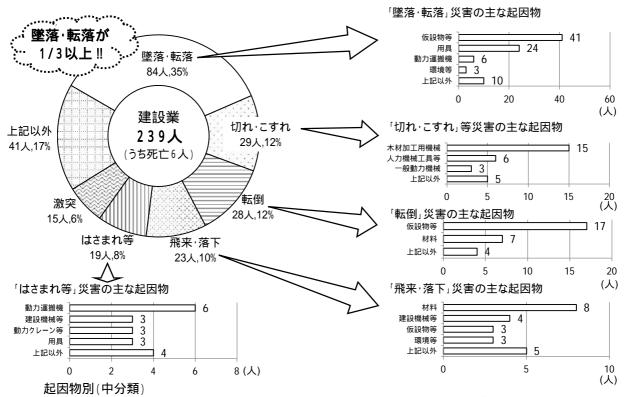
² 新型コロナウイルス感染症に係るものは、除いています。

3 建設業におけるの労働災害の発生状況(令和6年 岐阜県内)

事故の型別

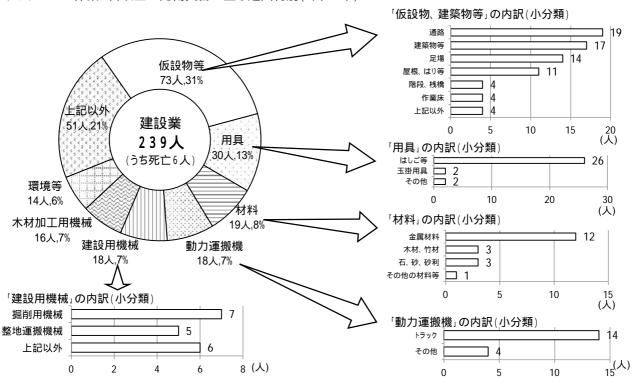
事故の型別で見ると、休業4日以上の死傷災害では、依然として「墜落・転落」が最も多く、全体の1/3以上を占め、次いで「切れ・こすれ」、「転倒」、「飛来・落下」、「はさまれ等」の順で多く発生しています。

グラフ3- 休業4日以上の死傷災害の主な事故の型別(令和6年)



起因物別に見ると、休業4日以上の死傷災害では「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、次いで「用具」、「材料」、「動力運搬機」、「建設機械等」、「その他の起因物」、「環境等」の順で多く発生しています。死亡災害では、「乗物」により2人、「建設機械等」、「その他の装置」によりそれぞれ1人の方が亡くなっています。

グラフ3- 休業4日以上の死傷災害の主な起因物別(令和6年)



- 1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の労働災害を集計・分析したものです。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係るものは、除いています。

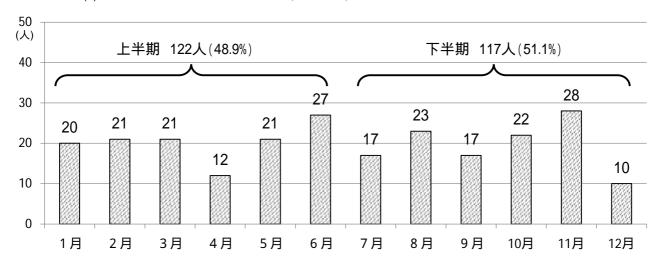
月別·曜日別·時間別

発生月別では、11月、6月、8月、10月の順で多く、下半期の方が多くなっています。

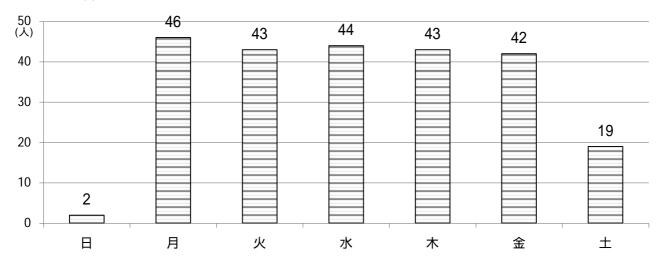
発生曜日別では、土日以外の平日は、大きな差はありませんでした。

発生時間別では、午前は10時台と11時台、午後は、14時台と16時台に多く発生しています。

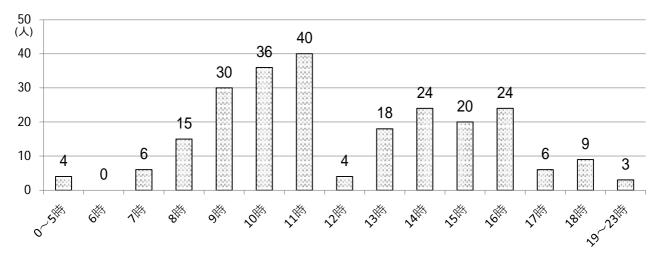
グラフ3 -(1) 休業4日以上の死傷災害の月別(令和6年)



グラフ3 -(2) 休業4日以上の死傷災害の曜日別(令和6年)



グラフ3 -(3) 休業4日以上の死傷災害の発生時間別(令和6年)



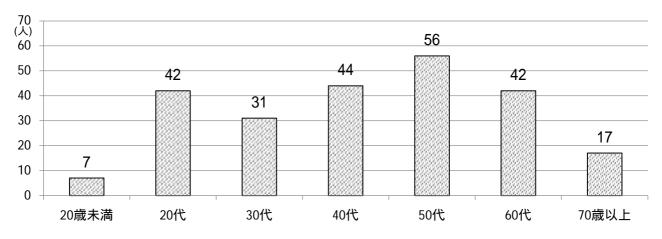
- 1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の労働災害を集計・分析したものです。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係るものは、除いています。

被災労働者の年齢・経験期間別

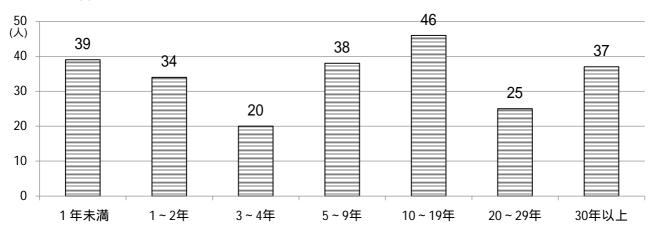
年齢別では、50代が最も多く、次いで40代、60代、20代の順で多く発生しており、高年齢労働者が多く被災しています。

経験期間では、10~19年が多く、次いで1年未満となっており、未熟労働者の被災者が多く、経験5年程度までは徐々に減っていきますが、5年を超えて作業に慣れてくるとまた被災者が増える傾向となっています。

グラフ3 -(1) 休業4日以上の死傷災害の被災者の年齢別(令和6年)



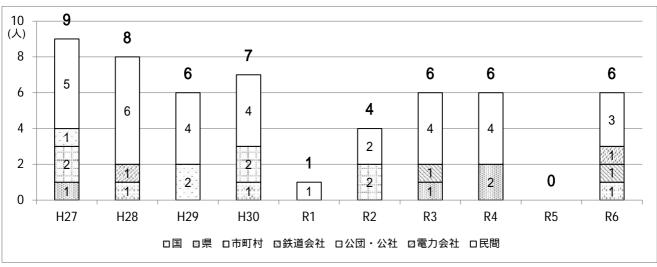
グラフ3 -(2) 休業4日以上の死傷災害の被災労働者の経験期間別(令和6年)



工事の発注者別

発注者別では、民間の発注工事において過去10年間に発生した死亡災害全体の約6割を占めています。

グラフ3- 死亡災害の発注者別(平成27年~令和6年)

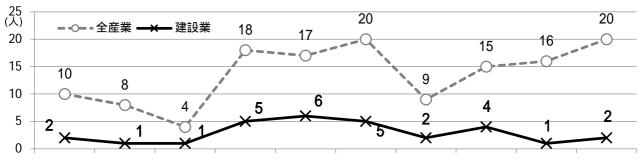


- 1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の労働災害を集計・分析したものです。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係るものは、除いています。

4 岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況(休業4日以上の死傷者数)

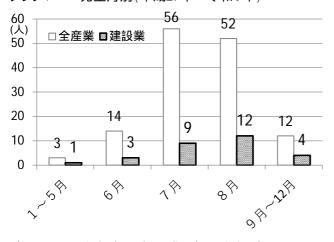
令和6年に発生した岐阜県内の休業4日以上の熱中症による労働災害は20人で、令和5年に比べて4人増加しました。建設業では2人で、令和5年に比べて1人増加しました。

グラフ4- 発生年別の推移(平成27年~令和6年)

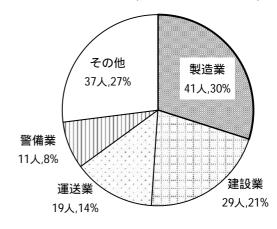


平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年

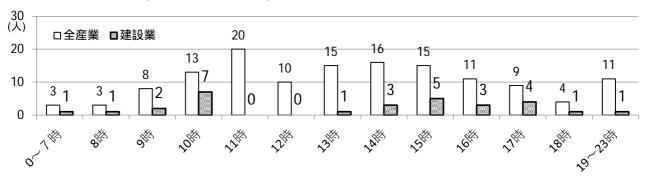
グラフ4- 発生月別(平成27年~令和6年)



グラフ4- 主な業種別(平成27年~令和6年)



グラフ4- 発生時間別(平成27年~令和6年)



- 1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の労働災害を集計・分析したものです。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係るものは、除いています。

熱中症の予防対策のポイント

- ・ 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、「熱中症の自覚症状がある作業者」又は「熱中症のおそれがある 作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作 業者に対して周知すること。
- ・ 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、「作業からの離脱」、「身体の冷却」、「必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること」及び「事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等」など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること。
- · JIS規格「JIS B 7922」に適合するWBGT指数計でWBGT値を測定しましょう。
- ・休憩場所を設置し、氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。
- ・ 通気性の良い服装などを着用しましょう。
- ・ WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGTに応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
- ・ のどが渇いていな〈ても定期的に水分・塩分を取りましょう。

災害事例

事例1 鉄骨が落下して下敷きになる

事例2 ボートから転落しておぼれる

事例3 解体作業中に鉄骨が倒れて激突する

事例4 道路規制区間で一般車両誘導中、トラックにはねられる。

事例5 スレート屋根を踏み抜き墜落

事例6 未舗装の坂道を歩行中に転倒

事例7 トラックから散水ホースで軽油を抜き取ろうとして誤飲

事例8 ずい道掘削作業中に掘削面の一部が崩落

事例9 材料を運搬中に腰痛を発症する

災害発生状況は、同種労働災害の再発防止の観点から編集を加えています。 再発防止対策、ポイントは、法令遵守に限らず、安全管理上の望ましい対策として参考となるよう記載してます。

事例1 鉄骨が落下して下敷きになる

事故の型	飛来·落下			_	起因物	屋根、	はり、もや、	けた、	合掌
職種	作業員	経験	5~9年		被災の程度	死亡			
工事の種類	水力発電所等	建設工事			発注者	民間			
災害発生状況				概	略図				
土留め支	保工の組み立て	「作業中、作業	€者∧が鉄骨						
上でレバー	ブロックを使用し	して鉄骨 を利	多動させていた	lг	7			П	
ところ、ブラ	ケットから外れ、	鉄骨 とAか	「落下した。 その						
際、下の鉄	骨 上で作業を	していた作業	者Bが鉄骨						
	.なったもの。(B								
	(
								11,	
主な再発防止対	· 対策			11				LR ^A	
・具体的な	作業の手順を定	『めた作業手⊪	[書を作成し、					\square	
	に基づき作業を		и н - 11 ги - 1					1 ((
	書に沿ってリス・		を実施し、具体			鉄	·骨 ■		
	低減措置を定め				<i>Y</i>		Β̈́c	5	
			対し、実効的な				1 4		
	そ全教育を実施す		W10()()W110				<u> </u>		
114700		, 5 = = 6			 		其 骨		
				$ \ $	Y				
								Ш	

ポイント

計画外の作業を行う場合でも、作業開始前に具体的な作業手順を定め、リスクアセスメントを実施し、適切な安全対策を講じ、関係労働者に周知徹底を図りましょう。

事例2 ボートから転落しておぼれる

事故の型はおぼれ	起因物 その他の乗物
職 種 作業員 経験 1~2年	被災の程度 死亡
工事の種類 河川土木工事	発注者 鉄道会社
災害発生状況	概略図
作業者4人が川の右岸から左岸へボートで渡って作業	¥
していたところ、天候が悪化したため右岸に戻ることと	
なった。ロープを張り、ボートに乗ってロープを伝って	
渡っていたところ、ボートが傾いて4人とも川に投げ出さ	
れた。3人はすぐに救出されたが、被災者は約300m下	
流に流された。	ロープ
	$I \cap I$
主な再発防止対策	
・ボートを使用する際には最大とう載人員を確認し、当	
該人員を超えて乗船させないこと。	$\lambda \wedge \lambda \wedge \lambda$
・ボートに乗船する際には、救命胴衣を着用させること。	
・ 作業者が川に転落した際にその者を救出できる体制	船 川
を整えておくこと。	

ポイント

- 作業者が水中に転落する可能性がある場合には、浮袋等の救命具を備え付けましょう。
- 船舶により作業者を運搬する場合には、最大とう乗人員を超えて乗船させないことを徹底しましょう。

事例3 解体作業中に鉄骨が倒れて激突する

職種作業員経験20~29年被災の程度死亡工事の種類その他の建設発注者民間災害発生状況概略図工場内の鋼製棚を解体する作業中に、別の作業者がつなぎ材をクレーンで吊って支えながらつなぎ材のボルトを外したところ、間柱が倒れ、付近にいた被災者を	
災害発生状況 概略図 工場内の鋼製棚を解体する作業中に、別の作業者 がつなぎ材をクレーンで吊って支えながらつなぎ材のボ	
工場内の鋼製棚を解体する作業中に、別の作業者 がつなぎ材をクレーンで吊って支えながらつなぎ材のボ	
がつなぎ材をクレーンで吊って支えながらつなぎ材のボ	
ルトを外したところ、間柱が倒れ、付近にいた被災者を	
直撃した。	
W. Carlotte and Ca	
主な再発防止対策	
Ⅰ・ 部材解体による解体作業を行う場合、転倒及び落下 ┃	
防止のための仮支持又は仮吊りを適切に行うこと。	
・部材又はブロックの倒壊や落下を防止するための方	
法を盛り込んだ作業計画を定め、作業者に徹底するこ	
β	
・ 解体した部材が倒れる等により危険が及ぶ範囲への	
作業者の立入りを禁止すること。	

ポイント

作業者の立入りを禁止すること。

高さ5m未満であっても、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者のうちから作業 主任者を選任し、当該作業主任者の職務を励行させましょう。

事例4 道路規制区間で一般車両誘導中、トラックにはねられる。

事故の型 交通事故(道路)	起因物 トラック
│ 職 種 │土木作業員 │ 経験 │ 5~9年	被災の程度 死亡
工事の種類 その他の土木工事	発注者国
災害発生状況	概略図
道路維持のための除草・剪定作業現場にて、被災者	
が車線規制区間にある道路分岐個所の先頭部にて一	
・ 般車両の誘導を行っていたところ、走行してきたトラック	
が車両規制区域内に進入し、被災者に激突した。	
主な再発防止対策	30
・ 車両規制区間を分断する場合には、車両規制が継続	
する旨の案内を行い、一般車両との接触防止を図るこ	
ا ک	果丸は
・・一般車両への注意喚起は危険を伴うため、電子掲示	規制用カラーコーン
や誘導ロボット等の使用を検討すること。	
・ 車両衝突の危険性を減少させるため衝突緩衝機材を	
道切に設置すること。	
地切に収量すること。	

ポイント

車両規制を行う場合には、一般車両の運転手へ認知させるため案内表示等を十分行い、一般車両への注意喚起は電子掲示や誘導ロボット等の使用を積極的に進めましょう。

事例5 スレート屋根を踏み抜き墜落

事故の型	墜落·転落				起因物		はり・	<u>もや・け/</u>	<u>さ・合う</u>	掌
職種	解体工	経験	10~19年		被災の程度	死亡				
工事の種類	鉄骨・鉄筋コン	クリート造家屋	建築工事		発注者	民間				
災害発生状況					概略図					
工場解体	工事現場におい	1て、建屋の屋	根部に設置	さ						
れた波板箔	太子作業にあたり)、飛散防止シ	ート設置用に	립						
	登り、建屋に乗						_			
	ところ、スレート				建地					
地面に墜落	をした。				ال	3				
	• • • • •				1	12,				
					18	No.		- 2	1	
					/h	- 3	ひさし	A	- 1	
主な再発防止対	対策								- 1	
· 高所作業	がある場合には	は、安全な昇降	用設備を設置	置		2			- 1	
すること。									- 1	
・ 隊莈の合	険性がある作業	*を作業者に行	わせる提合	ı		į.			- 1	
	止用器具の取作								- 1	
	見の使用を徹底		IFATICE	/ =					- 1	
加亚山坦	その区市で 脱版	66966				- 2			- 1	
					1	2			- 1	
						-			_	_

ポイント

- · 高所作業を作業者に行わせる場合には安全な昇降用設備を設置し、墜落防止措置を講じましょう。
- ・ スレート等の材料でふかれた屋根上での作業については、踏み抜き防止措置を講ずるほか、労働者にも墜落制止用器具を使用させるなど、踏み抜いても墜落しないような措置を講じましょう。

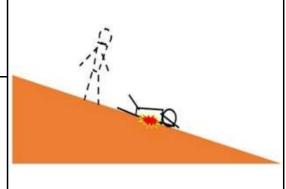
事例6 未舗装の坂道を歩行中に転倒

Į	事故の型	転倒			起因物	通路
耳	哉 種	電工	経験	30年以上	被災の程度	死亡
I	事の種類	電気通信工事			発注者	民間

災害発生状況

午前中の作業が終わり、昼休憩を取るために休憩場 所に移動中、未舗装の坂道で転倒して胸部を打った。 被災者は自宅で療養していたが、5日後に同僚が自宅 を訪ねたところ、吐血し倒れている被災者を発見した。

概略図



主な再発防止対策

- 滑りやすい未舗装路面等での転倒防止のため、ピン や金具等が靴底についた靴を着用させること。
- 被災者の医療機関への受診状況を適切に把握し、そ の後の容態をこまめに把握すること。

ポイント

転倒・腰痛予防のための「いきいき健康体操」(厚生労働省作成)等を実施し、加齢による運動機能 の低下を防止しましょう。

トラックから散水ホースで軽油を抜き取ろうとして誤飲 事例7

事故の型	有害物との接触	独		起因物	引火性の物	
職 種	足場工	経験	20~29年	被災の程度	休業40日	
工事の種類	-			発注者	なし	
災害発生状況				概略図		
夜間作業は	中、フォークリフ	トの燃料がなく	なりエンジン			
停止したたる	め、トラックの燃	料タンクから軽	油を携帯用燃			
料タンクに利	多すため、散水	用ホースの先端	岩を燃料タンク			
内に入れ、	もう一方を口に	くわえて軽油を	吸い上げたと			
ころ、誤って	軽油を飲み込ん	んだ。				
主な再発防止対	l策				/\$	
・ フォークリ	フトへの給油作	業は携帯用燃	料タンクやポ			
	カー (の)間周に 田まる笙 海切				√	

- ンフ寺を使用する寺、適切な万法で行っこと。
- フォークリフトの使用前点検を実施し、燃料の残量も確 認し、必要に応じて作業前に給油すること。
- 作業者に対し、軽油の取り扱い及び適切な給油方法 に関する教育を行うこと。
- 化学物質を使用する際にはSDSを入手し、労働者に 周知すること。

ポイント

軽油は表示・通知対象物質に該当します。軽油を取り扱う作業を労働者に行わせる場合には、危 険・有害性に関する情報を周知し、適切な取り扱い方法や保護具の着用等に関する教育を行いましょ

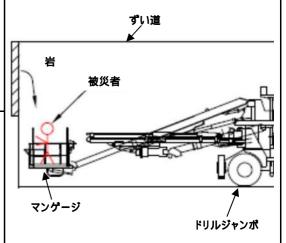
事例8 ずい道掘削作業中に掘削面の一部が崩落

事故の型	崩壊·倒壊			起因物	地山·岩石
職 種	トンネル掘削工	経験	5~9年	被災の程度	休業1か月
工事の種類	ずい道工事			発注者	鉄道会社

災害発生状況

ずい道の切羽で、ドリルジャンボのマンゲージに登場して発破作業に伴う装薬作業中、切羽の一部が崩落し、 崩落岩石が被災者に激突した。

概略図



主な再発防止対策

- ・ 切羽のコンクリート吹付け厚さを確保するため、吹付け 厚さを非接触で多点計測し、適切に管理すること。
- · ずい道の断面の大きさに合わせて、適切な機械・設備 を使用すること。

ポイント

ずい道掘削作業を行う場合は、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づいた作業計画を作成し、関係請負人に周知・徹底しましょう。

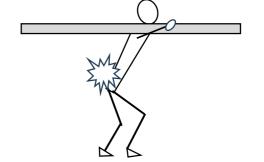
事例9 材料を運搬中に腰痛を発症する

事故の型	 	無理な動作		起因物	金属材料
職種	鳶	経験	1年未満	被災の程度	休業10日
工事の種類	その他の建築	工事業		発注者	-

災害発生状況

資材置き場でトラックの荷台から足場材料を下す作業中、被災者が足場材料(重量約40kg)を肩に担いで運 ぼうとしたところ、腰に負担がかかり腰痛を発症した。

概略図



主な再発防止対策

- ・ 人力で運ぶ荷の最大重量を定め、一度に運ぶ材料の本数の上限を定めること。
- · 重量物を人力で運ぶ場合には、複数人で運ぶ等、負担の軽減を図ること。
- ・ 転倒・腰痛を防止するため、「いきいき健康体操」を労 働者に周知し、転倒・腰痛になり難い体づくりを進めま しょう。

ポイント

「職場における腰痛予防対策指針」に基づいた腰痛予防対策を推進し、働く人に安全で安心な職場環境を作りましょう。

令和7年6月1日に 改正労働安全衛生規則が 施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5~6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響 により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない (重篤化させない)ための 適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が その旨を報告するための体制整備及び関係作業者

> ※報告を受けるだけでなく、環場巡携やパディ制の採用、ウェアラブル デパイス等の活用や双方向での定開連絡などにより、熱中壁の症状 がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、 迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、 以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が 事業者に義務付けられます。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に 迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先 及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施 手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係 作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で 連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を請じることとする。

職場における熱中症対策の強化について



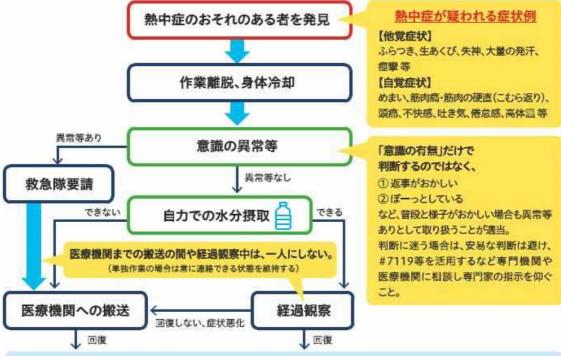
#7119等を活用するなど、専門機関や

医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐ

ことも考えられる。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、 連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。 熱中症が疑われる症状例 熱中症のおそれのある者を発見 【他覚症状】 ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、 痙攣等 【自覚症状】 作業離脱、身体冷却 めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、 頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体過等 ①返事がおかしい 医療機関までの ②ぼーっとしている など、 搬送の間や 普段と様子がおかしい場合も、熱中症の 医療機関への搬送 経過観察中は、 おそれありとして取り扱うことが適当。 一人にしない。 (単独作業の場合は 医療機関への搬送に際しては、必要に 常に連絡できる状態を 維持する) 応じて、救急隊を要請すること。 回復 救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、

連絡体制や体調急変騎等の対応をあらかじめ定めておく。